

第2子以降保育料減免申請書(令和8年度)

令和 年 月 日

大府市長

保育園名
申請者住所
アパート名等
氏名(保護者)

下記の子について扶養し、生計を同じくしていますので、第2子以降の保育料の減免を申請します。

氏名		生年月日	居住区分	住所
1		平成 令和 年 月 日	同居・別居	
2		平成 令和 年 月 日	同居・別居	
3		平成 令和 年 月 日	同居・別居	
4		平成 令和 年 月 日	同居・別居	
5		平成 令和 年 月 日	同居・別居	
6		平成 令和 年 月 日	同居・別居	
7		平成 令和 年 月 日	同居・別居	

- 1 生計を一にする子のうち生年月日の早い者から順次記載してください。
- 2 居住区分は、該当するものに丸印をつけてください。
- 3 **保護者と子が別居**(子が市外の場合)している場合には、その子の**住民票の写しを添付してください**。同居の場合は住所欄の記入は不要です。

※ この申請に対する回答は、保育料決定通知書をもって行います。

『第2子以降保育料減免申請書』に関する留意事項

第2子以降保育料減免申請書は、18歳未満の児童を2人以上扶養し、生計を同じくしているご家庭の第2子以降で、3歳未満児の保育料を所得階層に応じて減免する場合があるため、その対象となる児童を把握するために提出していただく書類です。適用にあたっては、本申請書の提出をもって申請の意思表示があったものとみなします。申請書の記載及び提出に関しては、次の点にご留意願います。

1 用語の定義

(1) 18歳未満の児童

「満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」をいいます。

(令和8年度は、平成20年4月2日以降に生まれた方が該当します。)

(2) 生計を同じくしている

児童と保護者との間に生活の一体性があることをいい、必ずしも同居を必要とするものではありません。児童が遠方の学校等に通っていて、生活費や学費等が継続的に送金されている場合などは、同一生計とみることができます。

なお、同居していない場合は、その児童の住民票の写しを申請書に添付してください。

2 養育児童に異動があったとき

第2子以降を数える際の児童のうち、いずれかの児童を扶養しなくなったとき等、申請内容に変更が生じた場合は、市役所幼児教育保育課に支給認定変更申請書を提出してください。

その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

連絡先：大府市役所幼児教育保育課保育係 0562-85-3895